

施策評価（平成23年度実施分事後評価）について

平成25年2月4日

昨年度に引き続き、第2次篠山市総合計画（基本計画）に掲げる施策「施策小（施策の目標）」について、評価（平成23年度実施分事後評価）を試行しましたので、全41施策について公表をいたします。

1【施策評価の目的】

「総合計画前期基本計画」に掲載しています施策の目的・目標が達成されているかを評価し、施策の方向性、改善策等とともに結果を公表します。

また、「主な施策指標」については、計画目標と現状との乖離、進捗度を測る指標として活用しています。

※「総合計画前期基本計画」は市のホームページにも掲載しています。

2【施策評価の単位】

「総合計画前期基本計画」に掲載している「施策小（展開施策）」（全41施策）を単位（施策）として評価しています。

3【評価の方法】

施策評価にあたっては、担当課にて「施策評価シート」を作成し、担当部長による「施策1次評価」を経て、庁内行政評価委員会による「施策2次評価」を行い、総合評価としています。

4【施策評価シートの見方】

(1) <主な施策指標欄>

第2次篠山市総合計画策定時に設定した「施策指標」を中心に、施策の推進による活動や成果の変化（平成22、23年度実績値）と平成27年度目標値（前期基本計画終了年度）に対する平成23年度の達成度を記載しています。

[達成度を示す記号]

記号	内容
◎	100%達成。
○	80%達成。
△	未達成。

(2) <総合評価欄>

① 構成事務事業の妥当性

庁内行政評価委員会において施策を構成する事務事業は適当か、施策内の事務事業に、内容の重複や漏れがないか等を判断しています。

[構成事務事業の妥当性を示す記号]

記号	内容	施策を構成する事務事業の方向性による基本的判断※
○	構成事務事業は適当。計画通り進める。	方向性 A または B で構成。
△	事務事業の規模・内容について改善が必要。	方向性 C を含む場合。
×	事務事業の抜本的見直し（休・廃止）が必要。	方向性 D を含む場合（事業終了分除）。

※構成事務事業の方向性については、「(3) <施策を構成する事務事業欄> ②事業の方向性」を参照してください。

② 施策の方向性

庁内行政評価委員会において総合的に判断した施策の方向性を示しています。

※「構成事務事業の妥当性」や施策を構成する事務事業の方向性とは必ずしも相関しません。詳細については施策評価等の結果及び各施策評価シートを参照してください。

[施策の方向性を示す記号]

記号	内 容	施策数
↑	これまで以上に力を入れる施策。	2
→	これまで通り力を入れる施策。	39
↘	縮小していく施策。	0

(3) <施策を構成する事務事業欄>

施策に関連して実施する事務事業（施策を構成する事務事業）が、施策の目的達成手段として適切か判断しています。施策内の事務事業を一覧にすることで、施策内での相対的な事務事業の重点化、予算配分に活用していきます（事務事業棚卸により事務事業の施策体系の位置付け、目的と手段、人件費を含めたコスト等の把握を行っています。）。

① 再生計画

篠山再生計画〔行財政改革編〕の取り組み項目に関連する事務事業について、行財政改革編の項目番号を示しています。

行財政改革編関連事務事業（例） 行：(4) - 1

② 事務事業の方向性

事務事業の方向性について、主に予算規模を基準とした4段階に区分し、担当課長による評価をしています。

[事業の方向性を示す記号]

記 号	内 容
A (拡充)	予算規模、サービス提供量の拡充が求められている事務事業。
B (予算維持)	予算規模、実施方法等について、現状のままでよい事務事業、または、事務事業は継続するものの、その実施方法を見直す必要があるもの。
C (予算縮小)	事務事業は継続するものの、予算規模、サービス提供量の縮小が必要。
D (廃止)	事務事業の休止、廃止が必要。

③ 事務事業の方向性（施策体系内：664事業）

[事業の方向性を示す記号]

記 号	内 容	事務事業数
A (拡充)	予算規模、サービス提供量の拡充が求められている事務事業。	60
B (予算維持)	予算規模、実施方法等について、現状のままでよい事務事業、または、事務事業は継続するものの、その実施方法を見直す必要があるもの。	568
C (予算縮小)	事務事業は継続するものの、予算規模、サービス提供量の縮小が必要。	17
D (廃止)	事務事業の休止、廃止が必要。	19